

令和 7 年度睦沢町障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針

令和 7 年 4 月 1 日制定

1. 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

2. 適用範囲

この方針は、本町の全組織が発注する物品等の調達に適用する。

3. 対象施設

調達方針の対象となる障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に該当する障害者就労施設等は、以下のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター
- カ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所

（2）障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）

- ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
- ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4. 調達の対象となる物品等

町が契約によって調達する物品や役務等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

5. 調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、令和 7 年度は、調達目標 40 万円とする。

6. 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに庁内各課等に対して、福祉課が情報提供を行う。
- (2) 障害者就労施設等から前年度までに調達した物品等においては、可能な限り継続的な調達に努めるとともに、調達実績のない物品等においても調達を検討する。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を制定したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、障害者優先調達法第9条第5項に基づき、年度終了後に実績を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8. その他

障害者の経済的な自立促進に寄与するため、庁内やイベント等における障害者就労施設等の販売スペースの提供を行うなどの支援を行うものとする。

9. 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉課とする。

ときわぎ工舎で提供できる物品等

1. パンやクッキー等の食品
2. 草刈り（刈払機使用）
3. 封筒のシール貼り等の単純な役務
4. 封入作業
5. その他 相談による